

令和5年度 知内町安全報告書



夕暮れの知内川と知内町営スキー場

知内町営スキー場（シュレップリフト）

1 利用者の皆様へ

当町の索道事業に対し、日頃のご利用とご理解、誠に有り難うございます。当町は経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全の輸送に努めております。本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。皆さまからの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

知内町（町営スキー場） 町長 西山 和夫

2 基本方針と安全目標

（1）基本方針

当町の経営理念の第一は、安全の確保です。「安全基本方針」を次のように掲げ、町長以下従業員に周知・徹底しております。

- ①町長は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する方針は次項によるものとし、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直します。
- ②町長、教育長、教育委員会スポーツ振興係及び索道従事者職員（職員に準ずるものを含む）（以下、「職員等」という。）の安全に係る行動規範（安全の基本理念、安全方針）は、次のとおりとします。
 - ・ 一致団結して輸送の安全確保に努めます。
 - ・ 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下、「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
 - ・ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
 - ・ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
 - ・ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
 - ・ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
 - ・ 常に問題意識をもち、必要な変革に果敢に挑戦します。
- ③第1項の方針に基づき策定した索道施設及び職員等に係る安全性向上のための施策は、適宜見直すものとし、当該施策及びこれに基づく取り組みの実績その他安全に関する情報については、毎年度、これを取りまとめ安全報告書として公表します。

(2) 安全目標

第5年次索道輸送安全目標(令和2年度～令和6年度)は次表のとおりとします。

第5年次安全目標も初年度を向かえ安全確保に全力で取り組みます。

区 分	項 目	内 容
定量的な目標	設備不具合による事故	乗客の事故を発生させない (幼少年や初心者の乗降時には特に注意を促し、事故発生の要因を未然に防止する)
	人身障害事故	引き続き索道事故をゼロとする (学校を通して利用の注意を徹底する。また乗車時には常に注意を促し、引き続き事故ゼロを目指す)

3 事故等の発生状況

平成3年運転開始以来無事故が続いております。

4 輸送の安全確保のための取り組み

(1) 人材教育

当町では、スキーヤーの安全に役立つよう、シーズン前に設備の取扱い等安全教育を実施し、毎年、消防署にて救命講習の研修を受けております。また、スノーモービル及び圧雪車の取扱いについては、メーカーや整備工場より指導者を招聘し現地にて取扱研修や整備研修を受けております。

(2) 緊急時対応訓練

毎年シーズン前に、事故発生時における対応を定めた取扱規則に基づき、迅速かつ的確に対応できるよう救助訓練を実施しています。

(3) 安全のための投資と支出

安全維持向上のため計画的に施設の修繕を行っています。

令和5年度も安全操業ができました。引き続き施設の保守点検及び保安に努め、メーカーと連携を図り計画的な施設の修繕を図ります。

平成30年度：発電機更新

令和2年度：原動機・制動機更新

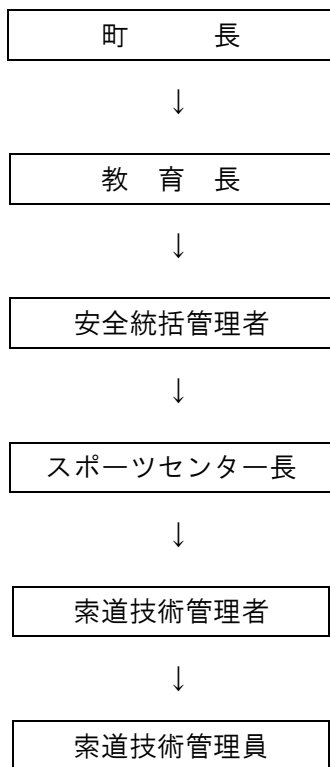
令和3年度：山麓原動機鉄骨、山頂緊張装置鉄骨、各支柱の塗装

令和4年度：山麓から山頂にかけての保安ケーブル等更新

令和5年度：引込開閉器接地抵抗値工事、原動機埋設電源線張替

5 当町の安全管理体制

町長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。



町長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
教育長	スキー場施設管理最高責任者としての業務を統括する。
安全統括管理者	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
スポーツセンター長	輸送の安全確保に必要な設備投資、人事、財務に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する事務を統括する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を管理する。

6 利用者の皆様の連携とお願い

- (1) 利用者の声を反映させるよう、学校やスポーツ関係委員、スキー協会やスキー少年団等の利用団体と連携し運営します。
- (2) リフト乗車時の注意事項は立て看板や係員からの声かけで周知しております。
- (3) 気象庁による各種警報発令時及び、安全に楽しむことができない悪天候の場合はクローズとし、防災無線やホームページ、スキー場入口に看板で周知しております。
- (4) 令和5年度は、降雪不足により当初オープンを延期し、2月も途中クローズが長引くなど、通常営業の半数営業日となりました。



第16回知内ジュニアスキー技術選手権大会（令和6年2月18日）

7 ご連絡先

安全報告書へのご感想、当町の安全への取り組みに対するご意見をお寄せ下さい。

〒049-1103

北海道上磯郡知内町字重内21-1 知内町スポーツセンター内

知内町教育委員会事務局スポーツ振興係

TEL 01392-5-6856

FAX 01392-5-6857